

入札監理小委員会 第188回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 188 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 10 月 18 日（火）17:27～18:29

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務（総務省）

○産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務（（独）産業技術総合研究所）

2. その他

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、石村専門委員

（総務省）

総合通信基盤局消費者行政課 松井課長補佐、笹本係長、澤谷係員

（（独）産業技術総合研究所）

総務本部 河津理事、総務本部財務部 細川部長、総務本部財務部調達室 小林室長、
第一研究業務推進部 大辻部長、
経済産業省産業技術環境局 産業技術総合研究室 庄子研究企画専門職

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから、「第 188 回入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は、「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務」の実施要項(案)、「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」の実施要項(案)についての審議を行います。

はじめに、「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省総合通信基盤局消費者行政課・松井課長補佐に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして、15 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松井課長補佐 よろしくお願ひします。総務省消費者行政課の松井と申します。

お手元の資料、「民間競争入札実施要項(案)」に沿って御説明させていただきたいと思います。

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の請負につきましては、平成 23 年 7 月の閣議決定の公共サービス改革基本方針に基づいて、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することで当該業務の効率化及び質の向上を図ることを目的として、今回、民間競争入札を実施させていただきたいと考えております。

資料 3 ページ目でございますけれども、請負業務の概要を御説明させていただきます。インターネット上の違法・有害情報ということですが、今、インターネットは非常に幅広く使われております。企業の方、ビジネスの面でも、一般利用者の面でもさまざまに使われておりますけれども、その中で、さまざまな有害情報と言われるものが氾濫しているところがございます。例えばこの相談業務の中で想定しておりますのは、インターネット上での名誉棄損等の書き込みに対してどのように対処するのか。あるいは、本人にとってはうその情報、書かれたくない情報を書かれた場合にどうするのかといった例。学校関係者等においては、問題となっております学校の裏サイト等の対応、ネットいじめ等を先生方が見つけてしまった場合にどのように対応したらいいのか、そうした問題が多く出てきております。

そうした場合に、そうした情報を扱っております、いわゆるインターネットサービスプロバイダ、ISP と我々は呼んでいますけれども、プロバイダ、サービスを提供している側が実際にどのように、これは名誉棄損だという申告があった情報について、本当かどうかなかなか判断のつかない場合もありまして、それに対して削除をしないのかどうか、判断に迷うケースがございます。実際にこれには、名誉棄損、著作権侵害、さまざまなケースがございますけれども、そうした情報がインターネット上に書き込まれた場合、権利侵害だから削除してくれという要望が権利者からはあるわけがございます。一方、書き込みをした人から見ると、自分がある表現行為をして、自分にとってはそれが真実だと思って書いている情報、自分はそれに基づいて書いているのですけれども、権利侵害をされてい

るという申告があったときに、扱っているプロバイダはそれを削除していいものか。どちらが正しいのか、なかなかわからない、非常に対応に困るというケースがございます。

そうしたものに対して相談業務で対応していきたいというのが、この相談業務でございます。法律上で申し上げますと、総務省が所管しております法律として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、通称「プロバイダ責任制限法」という法律がございますけれども、その法律に基づいて、こういう場合は削除をしても、民事的な責任、損害賠償請求は制限される、免責されるという規定がございます。そうした規律をすることで、プロバイダの判断を円滑にしているというものがございます。この法律に基づきまして、各種ガイドライン、これは名誉棄損・プライバシー等に関するガイドライン、著作権に関するガイドライン等々業界団体が作成したガイドラインがありまして、それに基づいて円滑な対応をやっているところです。

実際には、今、プロバイダ等も非常に数多くございますし、また、プロバイダだけではなく、例えば一般企業もさまざまなホームページを持っておりますし、掲示板を持っているケースもございます。また、フェイスブック、ミクシィ、グリー等のツイッターも含めて、そうしたソーシャルメディアが非常に普及してきている状況でございますので、一般の企業の方も、そうした情報を書き込まれたり、扱わなければいけないケースが非常に増えております。それに対して、この法律に基づく対応あるいはガイドラインに基づく対応を、必ずしもすべての方が理解しているという状況ではございませんので、そうした専門知識についても相談の中で適切に対応していく。それによってインターネットの利用を円滑に進めてもらう。そういうことを目的として本相談業務の請負を実施しております。

2の「(2) 請負業務の詳細」でございますけれども、こちらはイ、ロ、ハ、ニと4つございます。今、申し上げたさまざまな問題に対する相談業務は、電話あるいはメール等によって相談を受け付けて、それに対して適切な情報を提供してアドバイスをする相談業務でございます。

ロの部分、「インターネット上の違法・有害情報に関する法令及び各種ガイドライン並びにそれらに基づく対応方法の関係者に対する啓発業務」ということでございますけれども、これは2つの観点がございます。まず、相談センター自体を周知してどんどん活用してもらうという側面と、適切な対応方法についてどんどん周知する。こんな問題があるのでこういうふうに対応しましょうと、相談事例に基づいてそうした対応の仕方を周知・啓発することで、相談自体を減らしていく。その両面がございますけれども、そうしたことを積極的にやっていく必要があると考えておりまして、この業務を入れております。

ハの部分は「相談内容の集計・分析業務」ということで、寄せられた相談について集計・分析して、こういったところに問題があるか、利用者の方がどういうところに一番困っているのかというところを分析して、必要に応じて課題の抽出を行っていただくものでございます。

ニの部分は、「相談窓口業務の運用に関するマニュアル等の作成及び見直し業務」という

ところでございます。これは実際に内部の運用の話でございますが、実際に相談業務をより効率的に、かつ有効にやっていくためにマニュアルを作成して、それを随時見直ししていくこと。その中では必要な対応については、関係業界団体や個別の企業とも相談しながら、よりよい対応を、この相談業務を通じて一方でプロバイダ等の企業にも対応してもらう形で、見直し業務をやっていっていただきたいと思います。その業務を入れています。

なお、その後の請負業務の内容については、別紙1で詳細に御説明させていただきます。なお、相談員については、何らかの資格を前提としているものではございません。

請負業務の内容の詳細でございますが、別紙1の18ページをごらんいただけますでしょうか。この中に具体的なところをもう少し詳細に記載させていただいております。

1の(1)からでございますが、相談センターは午前9時から午後5時までの運営時間に定めております。場所については東京都内ということで、これは、一番多く情報が集まる場所、また、総務省とも密接に連携する必要があるでございますので、東京都内ということにさせていただいております。

(2)は、今、申し上げたとおりでございます。

(3)の相談センターの要員でございますが、3つの種類がございまして、まずは、電話なりメールで相談に実際に応じる相談員の方でございます。相談員のうち1名は相談員の統括ということで、統括管理をする相談員を置いていただくことを想定しております。

ロでございますが、実務アドバイザーでございます。こちらは、実際に相談員の相談の仕方から、インターネット上の問題・相談に対する対応の仕方への助言を行う実務アドバイザーというのを、週に2日以上置いていただくことをここに記載させていただいております。実際にはインターネット上、簡単なものから重いものまで多々ございまして、中には自殺予告といった非常に重い問題を抱えている方、名誉棄損などでも非常に感情的になっている方がございます。そういう方の相談への対応として、かなりカッとなっている方とか、冷静ではない方もいらっしゃいますので、そういう方には、まず、何が問題なのかということを丁寧に問題点を聞いていくケースが多々ございます。電話で来ている場合、メールで来ている場合、返し方も含めて、そうした相談者への対応の仕方に知見のある実務アドバイザーに入っていただいて、適切な返し方についても助言していただく。勿論、専門知識についても助言いただくことを想定しておりますけれども、そうした意味での実務アドバイザーを配置していただくことを想定しております。

ハが、法務アドバイザーでございます。こちらは、法律、訴訟にもかかわる事項でございまして、相談員の方が法的な問題まで立ち入ることはできませんので、法的な問題にかかわるところについては、随時、弁護士の方に御相談いただけるような法務アドバイザーを置いていただくことを想定しております。

「(4)相談の内容について」でございます。先ほどざっと申し上げましたが、具体的に申し上げると、イからリのとおりになりまして、インターネット上の権利侵害、著作権侵

害、名誉棄損、プライバシー侵害等、そういった書き込みに対する対応の相談。それからインターネット上の違法情報、それは児童ポルノであったり、違法薬物等、さまざまなサイトがございますので、そういったサイトを見つけた際の対応の相談。もう一つは人権侵害でございます、これは法務省の人権局から、人権侵害に関する書き込み等に対して相談を受けることが現時点でもございます。そうした権利侵害情報の削除依頼の対応に関する相談でございます。

二は、インターネット・ホットラインセンター及び警察機関からの削除依頼への対応。これは違法情報等でございますけれども、想定しておりますのは、ある書き込みを持っている掲示板等の管理者、プロバイダが、ホットラインセンターや警察機関から削除依頼を受けた場合にどういうふうに対応していいのか、というような相談でございます。

学校関係ということで、青少年にとって有害な情報、学校非公式サイト、ネットいじめ等への対応に関する相談。これは、教育委員会あるいは教員から御相談を受けることがございます。

また、インターネット上の自殺予告、自殺に関する情報への対応といったところ。さらには法令に関して、法令上、どういう権利があるのかとか、どう対応するのが適切な順序なのかといった御相談を、相談業務としてやっていくことを想定しております。

2の啓発活動でございますが、具体的内容として、今、申し上げたとおり、相談自体をなくしていくという方向での周知啓発と、センター自体をもっと知っていただくための周知ということで2種類ございます。

必要なものとして（1）から（8）までございますけれども、ざっと申し上げて、必要な情報収集。最新の情報に対応するために、例えば最新の判例、話題になっているもの、あるいは業界団体でつくっているガイドライン等々についての資料収集をしていただく。ハにございますが、諸外国の法令、判決、諸外国の動向というのは、必要に応じて外国にあるサイトに関する取り扱いをする場合もございますので、ここは相談内容に応じてですが、必要な範囲内の外国法令、外国の動向についての資料収集ということを入れさせていただきます。

各業界団体、窓口との連携。実際には、業界団体、あるいは自治体等で運営されております消費者相談センター、こういったところにもインターネット上の問題が入ってくることがございます。専門的知見がないとなかなか対応できないというところで、そういう場合はこちらのセンターに回していただくように随時連携するということで、相談窓口間での連携も図っていただくことを想定しております。

（3）でございますけれども、特定サーバー管理者等のリスト整備。実際に相談を受けておりますと、非常に相談を多く受け付けるサイトなり事業者というのがございます。そうしたところをリストアップして、相談内容を適切な範囲で周知して、適切な対応を求めて連携をとっていただくことも必要と考えておりまして、リスト整備ということを入れさせていただきます。

関係者向け啓発資料の作成ということで、相談センター自体の案内も含めて、対応についての法令、ガイドライン等の周知資料、啓発資料も作成いただく。

それから、ホームページでございます。

次のページにいきまして、相談センターの周知。

残りの2つ、セミナーの開催でございますけれども、関係者向けセミナー、学校関係者向けセミナーということで実際に現時点でも実施しております。これは対応ぶりについて、相談を受ける前に適切に対応いただくということで、関係者、企業、インターネット関係事業者向けのセミナー。それから、特にここはニーズのあるところでございますけれども、学校関係者へのセミナーの開催をこちらに記載させていただいております。

3の「相談内容の集計・分析業務」ですけれども、(1)から(4)まで記載させていただいておりますが、実際に相談内容を集計していただきまして、それについては毎月レポートを作成していただく。それから、これは年度毎の提出を想定しておりますが、全体をまとめたものを報告書でまとめていただく。また、必要に応じて資料収集いただいたものも毎年度報告いただくことを想定しております。

4の「マニュアル等の作成及び見直し業務」の中で、協議会の設置ということに記載させていただいております。こちらは、相談センターの業務が第三者的な観点から適切に運用されているか、より改善点があるのではないかとということで、センター自体で、有識者の方に入っていただいて、10名の構成員。最低でも10名ということで、これを開催して、随時、最新の情報、問題事例があればその相談、今後更に改善していく点等について、協議いただくことを想定しております。

戻りまして、残りの概要を手短に御説明させていただきますと、2番の(4)が、午前9時から午後5時と、運営時間でございます。

(5)は「確保されるべき公共サービスの質」でございます。年に2回のアンケート調査によって、「良い」「やや良い」、または「普通」といった評価が、合計80%以上であることといった要求水準を設定させていただいております。

3の「契約期間」については、平成24年4月1日から27年3月31日まで、3年間ということで記載させていただいております。

6ページにいきまして、入札に関するスケジュールでございます。12月中旬に入札公告をさせていただきまして、その後、入札説明会等を行いまして、3月上旬の契約。その後、今年度も総務省の事業として行っておりますので、その引継・準備期間として3月上旬から3月末で、24年4月からの事業開始を予定しております。

入札に関する書類については基本的には通常のとおりでございますので、6番の「評価方法」について簡単に御説明させていただきます。

評価方法については、必須項目審査と加点項目審査、2点ございます。必須項目については、業務処理体制、管理体制、研修体制、この3つについて評価させていただきます。

加点項目審査については、特に相談業務の処理体制に関する提案のところAとBござ

いますが、こちらについては2倍の加点。ロのその他請負のところ、啓発業務に関する提案について、より具体的なものについて、こちらについても2倍の加点ということで加重配分をさせていただいております。

その他、採点事項としては、研修計画、自己モニタリングの実施、そういったところを記載させていただいております。

また、これまでの実施状況については、別紙4ということで24ページから26ページまで記載させていただいております。21年度からの実施でございますので、3年間の経費、実際の人員、設備等について記載させていただいております。

25ページの下に相談件数が載っておりますけれども、基本的に右肩上がり傾向ということで、今、月200～300件程度の相談を受けているという状況でございます。

11ページ以降、報告事項を定めております。毎月の報告については翌月の5日、各年度の請負業務終了後1か月以内に収支計算書の実施、経費に関する報告書を提出ということでございます。

また、請負業務の実施状況の調査については、15ページの10番にございますが、内閣総理大臣が行う評価時期ということで、26年6月予定で実施させていただくことを記載しております。

その他、必要事項を記載させていただいておりますが、ここは割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

○渡邊副主査 別紙1にある請負業務の内容について若干お伺いします。19ページ、2の（1）で、「インターネット上の違法・有害情報に関する法令等の資料収集 次に掲げる資料を収集すること」となっています。資料は収集しただけでは余り啓蒙につながらないと思いますけれども、これをプロダクトとして公表するのでしょうか。それとも、3の（2）のところで、「インターネット上の違法・有害情報に関する法令、判決」云々とあり、また20部提出することというのは総務省に提出することなのかなと思いますが、これらの事業者に行ってもらわなければならない作業の内容と、プロダクトをどうするのかという点については、ほかにもきっとそういう関係のところはあると思いますが、そこを整理されなくていいのかなというのが第1点目です。

次に、2の（2）、「各業界団体、窓口等との連携等」というところと4の（1）の「協議会の設置」というところが、本当に啓蒙のための連携と協議会の設置と峻別するお話なのかという質問です。2の（2）のなお書きを拝見すると、「電気通信事業者関連団体との連携」等が入っているので、必ずしも啓蒙に限らない関係があるとする、例えば電気通信事業者関連団体というのはテレコムサービス協会からすると自明かもしれませんが、全く異業種から参入するような場合は、単に啓蒙のためであれば、パブリケーションという

か、それができればいいだけかもしれませんが、それ以上のものがあるとすると、どういうことを期待されているのかという観点から、むしろ2というよりは4で整理していただいた方が明確になるのかなという気がします。その辺りの整理がどうなるのかなと、質問でもありコメントでもあります。

○樫谷主査　いかがですか。

○松井課長補佐　御指摘、ありがとうございます。確かに全くこの業務を知らない方が入札されようとして見たときに、わかりにくい点があるかと思います。2の(1)のところの収集については、例えば2の(4)にございます「関係者向け啓発資料」等にしっかり反映させることが必要になってくると思いますし、そうしたところを明確にさせていただきたいと思います。

また、関係団体との連携については、御指摘のとおり、4番のところとも関係してくるところでございますので、ここはもう一度、我々の方でしっかり整理させていただいて、よりわかりやすい形にさせていただきたいと思います。

○樫谷主査　どうぞ。

○稲生専門委員　これは事業の枠組みにも関係するので、可能かどうか分からないのですが、コメントが2つほどあります。

1つ目は、要項(案)の4ページ目の(3)、「対象事業履行場所」、その次の(4)、「業務実施時間等」のイ、ここのところの柔軟性なんですけれども、この事業のそもそもの枠組みでは、相談センターの設置等を東京都内に置くということになっていまして、理由が「緊密な打ち合わせが必要」というところがございます。その辺はどういう業務フローになっているのかというのは、27ページ、後ろから2枚目の体制図というのが恐らくそれに当たるのではないかと思いますけれども、この図を見る限りは、上の図で申し上げれば、総務省様があって、請負で情報センターの仕事を民間さんにドーンと請け負っていただくということで、つまり、どのタイミングで相談をするのか、評価をするのかといった流れがいまひとつわからない。それがきっちり固まっているのであれば、場所も都内に設置すべきでしょうけれども、例えば民間の創意工夫でコストを下げるために、相談センターについては、正直言って電話とかネットで済むのであれば、都内にある必要はないのではないかと。ただ、運用を評価する組織については、民間さんで勝手にやられては困るということであれば、この部分は東京に設置するとか、民間さんが仮にこういった提案をしてきたときに受けることが可能かどうか。つまり、履行場所の柔軟性をどうお考えかというのがまず一つ目です。そもそも業務フローもそうですけれども、その点の質問が1点目です。

同じようなことなのですが、業務実施時間が9時～5時となっております。電話等であれば、あるいは、難しい御相談があったときに即座に総務省の窓口と相談するという業務フローになっているのであれば、9時～5時というのもあるのですが、メールでも構わないということであれば、多少タイムラグがあってもいいのかなというのがあります。そういう意味では必ずしも9時～5時に縛られることもなく、むしろ民間さんの創意工夫に期

待するのであれば、時間を延ばす提案を認めるとか、そういう意味で場所とか時間等に関して、柔軟な対応を民間さんが創意工夫という形で出すことができるのかどうか。その辺、総括的な質問で恐縮ですが、御回答をお願いできればと思います。

○松井課長補佐 御指摘、ありがとうございます。履行場所については我々の便宜上、東京都内を想定しておりますが、御指摘のとおり、創意工夫の中で総務省と必要なときに必要な打ち合わせができれば我々としては全く問題ない。大体我々のイメージとしては、1か月に一度、あるいは2か月に一度、実際に報告をいただいている中で、例えば重要な相談案件については打ち合わせをさせていただくことが必要かと思っていますが、その期間についても、必ずしも毎月でなければいけないとか、そういったところもございません。やはり重要な相談案件が出てきた場合、これは行政としても検討すべき相談が出てきた場合というときだと思いますので、ここの書き方も含めて、適切なタイミングで総務省と相談できるようにというのが表現として適切かと思っています。東京都内が望ましい部分はございますが、必ずしもそうではなく、必要に応じて総務省と時間を置かずに集まれるときには相談できる体制、場所という形が望ましいと思いますので、そういう形で表現をもう一度工夫させていただきたいと思います。

相談時間についてもそのとおりでございまして、場合によってはメールが深夜に入る可能性もございます。そこは、もっと柔軟に対応できる体制を組んでいただけるのであれば、その方が望ましいと思いますので、そこも柔軟な書きぶりをもう一度、9時－5時に縛られずに検討させていただきたいと思います。

○稲生専門委員 細かい話なのですが、8ページ、9ページ目に加点項目の審査についてダーッと項目がございます。これは大体いつも表になっていまして、大変細かいのですけれども、確かにこれを足し合わせて2倍とかしていけば、合計80点で間違いはない。これ、ちょっと文字数が多いのであれかもしれませんが、もし一表になるのであれば表にしたほうが見やすく、重要度に応じた加重配分・2倍というのもいいですけれども、単に合計10点とかの方が見やすいのではないかと思います。間違える可能性もあるものですから、その辺、御工夫の可能性がもしありましたらで結構ですので、書き直しができればということで、よろしく対応をお願いしたいと思います。

○松井課長補佐 わかりました。そこは対応させていただきたいと思います。

○樫谷主査 どうぞ。

○石村専門委員 私から、3点ほどお聞きしたいのですけれども、23年度に2者競争入札がされたということです。その決定事由として、具体性・実行確実性の観点から実績のある方を選んだと書いてありますけれども、「実績のある協会」ということで、添付資料によれば相談員の方が3名、非常勤の方も2名だったと思いますが、競合相手の会社もそういうスタッフを抱えていたのではないかと。教えていただきたいのは、どの点で実行確実性が協会の方がより高いと考えたのか。セミナーとか啓蒙活動にしても、もう一つのシンクタンクの会社さんも、多分、実績のあるセミナーや啓蒙活動をされていると思うので、どう

いう点で実行確実性があると考えられたのかということをお教えいただきたいということ。

あと、20 ページの3 番の(2)、「報告書を20 部作成、提出」となっていますが、これは総務省の方で公開していただいていますか。

○松井課長補佐 まず、その部分ですけれども、特にホームページ上で公開という形はしておりません。そういう意味での公開はしておりませんが、情報公開請求等があった場合は、当然、公開対象になると考えております。

○石村専門委員 できればしていただいた方が、後から競争入札に入る方、民間で入る方にとっては、そこが一番大事なことで、逆に、ある会社のそれがノウハウだと言われてしまえばそうなんですけれども、ただ、それは公開することによって、次の業者はより安いコストで入ってこられるのではないかと。つまり法令、判例とか、そういう事例をわざわざ集める必要がないですし、それは結局、ユーザーにとって好ましいことなのではないかというふうに考えるわけです。勿論、内容によっては公開すべきでないという部分があるとは思いますが、できるだけ相談内容に関しては公開してもらいたいと思うので、検討していただけないでしょうか。

最後に、24 ページに受注金額が書いてあります。4,000 万、3,000 万、3,200 万という形で、先ほど説明を伺ったら、最初の立ち上げの準備コストのためということですが、ノウハウがあるから決められたわけですね。であれば、立ち上げのコストにかかったから受注金額が高くなるというのは、どうも変な感じがしました。一番大事な部分は、これは相談業務。だからこそ相談の内容を公開してあげないことには、情報収集のためのコストや何かがかかる、こういうところに抑えられないという部分が出てくるのではないかと思いますので、ちょっと検討していただけないでしょうか。

○松井課長補佐 御指摘、ありがとうございます。報告書を含めて、公開のところを検討させていただきます。

それから、主な相談、こんな相談でこういうふうに対応していますというところは、ホームページ上に今でも FAQ としては載せているところでありまして、そこは参考にしていただける部分かと思っております。

入札のときのより効率的な実施という観点で言えば、厳密に申し上げると、今回は価格の面が一番大きかったところでありまして、実際には価格面での競争入札でございましたので、そこが落札者の決定においては一番大きかったところでありまして。そういう意味で、より安く、体制というのは整えていただければ、確かに御指摘のとおり、同じでございますので、そこは、相談員の能力を入札前に推しはかるところは難しいというふうに思っておりますので、23 年度につきましては、やはり価格面ということが一番大きかったということを申し上げます。

21 年度につきましては、21 年度は立ち上げでありましたので、若干コストがかかったというところはございますが、特に 23 年度については、継続してやってくる中での価格が下がってきたというところが一番大きいかと思っております。我々としては、テレコム

サービス協会、請負者でございますけれども、相談についての必要な資料は全部そろっていることとか、ガイドラインを取りまとめたのがテレコムサービス協会ということで、そのノウハウがすぐに相談員の中に共有されているというところを考慮させていただいたところでございます。やはり一番重要なのは効率的な実施だと思いますので、今後の入札の中でもその点を一番留意してやっていきたいと思っています。

○樫谷主査 どうぞ。

○渡邊副主査 今回の点に関して、私は公開に反対しているわけでは全くないのですが、引き継ぎのために次の事業者の開示するかどうかの問題と、本当に第三者を含めてパブリックに公開していいのかという点は、少し法的な問題も含めて御検討いただいた方がいいかなと思っています。実施要項の11の(4)の「知的財産権」のところで、請負事業者が、本契約履行過程で生じた知財については総務省に帰属というふうに書いてあります。今までの契約もそうなっているとすると、余り大きな支障はないのかもしれないのですが、実際問題として、今まで製作された評価とかそういうものについて、受託事業者のノウハウが入っているのかどうかという問題の確認も、本当に開示するか、あるいはそれを超えて第三者を含めてパブリックにするかという上では、検討していただく必要があらうかと思います。

場合によっては、公開まではいなくても、契約の遂行というか、実際に受託事業者が行うために必要であれば、それまでの受託事業者の同意をもらってその限りで開示するということが可能でしょうし、そこは、何のための、どこまでの範囲の開示なのか、公開なのかというのを、少し法的な面も含めて御検討いただきたいというのが1点。

先ほどの判例とか、あるいはマニュアルについては、既にあるものがここまでで、その改定なのか、そうではなくてスクラッチからつくらなければいけないのか。出来が悪いものだとかスクラッチでつくった方が早くて安いのかかもしれない、そこは全くわからない状態で申し上げているのですけれども、要するに受託事業者にとって作業の範囲が明確になるというのが、コスト計算の上で重要だと思います。今、拝見していると、別紙1では、収集、作成及び改定というか、作成という文言が多数入っています。もしかしたら作成も入るのかもしれないのですけれども、あるものを利用した改定作業なのか、そうではなくて、本格的に費用をかけてつくらなければいけないものなのか。そこは、要項そのものの問題というよりは説明会とかの問題かもしれないのですけれども、御検討いただけたらと思います。

○松井課長補佐 ありがとうございます。後者の方でございますけれども、作業の範囲の明確化という意味では、前の部分というのは蓄積がありますので、実際に契約している期間内でのアップデート、ここが一番大きい。そこはしっかり説明会の中でも御説明して、1年間で起こったことは即座に相談に反映していただきたい部分がございますので、そういうところの情報収集、資料の作成ということになるかと思います。

公開の範囲についても、この相談業務をイメージしていただくために必要な情報は公開

していくべきだと思います。ただ、相談の内容について全部がそのまま公開できるかというと、やはりそこはまるめていかなければいけない部分もございますので、総務省の中でもよく検討させていただいて、今の請負者との関係もしっかり整理した上で、必要な部分を公開させていただきたいと思います。

○樫谷主査 私から一つ。今、御説明いただいたのでそうなのかと思うのですが、こういう難しい、御説明いただいたような業務の内容の相談だと、相当時間がかかるのではないかというイメージがありますが、今までの相談事例は載っていると考えていいわけですか。回答も載っているわけですね。

○松井課長補佐 はい。載っているものがございますので、それをまた御提出させていただきます。

○樫谷主査 それではほぼ足りる、そんなに時間もかからないというのであればいいのですが、非常に重いものもあるようなので、それで1時間、2時間、電話でとられるとか、ネットで相談があったときにも相当時間がかかるものなのか、大体どのぐらいの時間をかけているのか。もしわかれば、どこかに入れておいていただいた方がいいというのが一つ。

それから、25 ページの情報開示のところで、「従来の実施方法等」の中で相談件数を書いていたのは非常にいいのですが、21 年度から始められて、だいぶ周知されてきて、御説明にありましたように少し多くなってきている。これはこれでいいわけですが、できれば 23 年度の4月から9月までぐらいの数字も。これはどうですか。余り変わっていないですか。

○松井課長補佐 大体このぐらいの数字で少し上がっているようなところでございますので、それも集計できると思います。

○樫谷主査 どういった内容のものが多いか、1件当たり時間がどれぐらいかかっているのかというようなことも、わかれば、書いておいていただいた方が、見積もりをするときにいいのではないかと思います。

それから、6 ページのスケジュールの話ですが、引継・準備期間が3月上旬から3月末となると、半月ぐらいいかなというイメージですが、かなり重いものであると、そのことを実際やっていらっしゃる方は余り要らないと思いますが、初心者というか、全く素人の方は参加されないと思いますが、半月ぐらいでできるのかどうかちょっと心配なのですが、この辺はどうですか。この辺はマニュアル等が整備されていて、これをしっかり読んでもらえればちょっと知識のある人ならできる、こういうふうに理解してよろしいですか。

○松井課長補佐 結構密度の高い、相談の仕方から含めての研修になりますので、ある程度きっちりまとまった期間が必要だと思いますが、相談については、必要に応じて総務省もフォローアップさせていただきたいと思います。今の請け負っているテレコムサービス協会もそこには全面的に協力するように、総務省からもお願いして、そういう体制をとってしっかり円滑にできるようにしたいと思っています。準備期間としては、これだけあれば何とか大丈夫だと思っています。

○樫谷主査　そういう具合に理解してやっているということですね。

○松井課長補佐　はい。

○樫谷主査　わかりました。

それから、9 ページの（イ）のCですが、「不測の事態に備えた人員補助体制」とあります。この不測の事態ということは、解釈すればきりが無いのですが、ここに少し例示で何とか何とか等というふうに書いていただくと、イメージがわくと思います。どういうことを想定されているのかによって違うでしょうけれども、少し書いていただくと、これの対応もできるかなということだと思います。

13 ページのホ、これは細かな話ですが、「請負業務であることの明示」と書いてあります。必要に応じてその旨を明示すると書いてあって、これは国税局のものが書いてあるということですが、それでも、「必要に応じて」という意味は、例えばネットでそう書いてあればいいとか、一々電話で総務省の代理ですと言う必要はないということですね。

○松井課長補佐　はい。

○樫谷主査　その辺を明確に説明会等でしてもらえればいいと思います。

それから、15 ページから 16 ページにかけての評価の話ですが、これは、中で第三者委員会をつくるということとは違うのですね。

○松井課長補佐　別なものでございます。これは官民競争入札等監理委員会の方に提出させていただくものです。

○樫谷主査　というだけの話ですね。これは、自己評価というか、中での評価をされますね。それは第三者委員会をつくるというわけではないのですね。

○松井課長補佐　中での評価については、請負業務の中では第三者の協議会をつくっていただくことを記載させていただいております。

○稲生専門委員　4 ページの（3）に書いてあります。

○樫谷主査　書いてあるんですね。わかりました。

18 ページ、電話とネットでということですが、この実務アドバイザーのところはちょっと気になってまして、これはかなり高度な実務経験者でないとなかなか対応できないと思いますが、こういう方というのは結構いらっしゃいますか。

○松井課長補佐　今、ネット業界という中で、いわゆるインターネット上でのいじめ対策とか、学校から委託を受けて監視事業を行っていらっしゃる方、そうしたさまざまなアドバイスをされている方がいらっしゃいますので、そこは一定数、複数の方が候補になるかと思っております。

○樫谷主査　いらっしゃると考えていいわけですね。

○松井課長補佐　はい。

○樫谷主査　特に実務アドバイザーの中で、3 行目に「それに基づく政策への反映」と書いてあります。21 ページの「（4）総務省に対する意見」で、総務省のインターネット上の云々で、「政策に寄与するよう」と書いてあるので、総務省の政策に寄与するようなレベ

ルの実務アドバイザーだと、相当レベルの高い人かなというふうに思ったのですが。

○松井課長補佐　そこまで、と言っては語弊がありますがけれども、そこでハードルを上げるつもりはありません。

○樫谷主査　ここの関係で、「政策に寄与する」というのが幾つかあるので、中でのPDCAサイクルならいいのですが、総務省となると、これはかなりのレベルの人をやらないといけないので、これは一回御検討いただけますでしょうか。必要であれば必要であるということでもいいのですが。

○松井課長補佐　わかりました。

○樫谷主査　それから、セミナーが関係者向けと学校向けがありますが、これは無償でやるんですね。

○松井課長補佐　そうです。

○樫谷主査　会場の手当とか全部やって、自己負担するということですね。

○松井課長補佐　そういうことでございます。

○樫谷主査　これは、どこでやるとかは書いていないわけですね。

○松井課長補佐　場所については特に指定はしておりません。

○樫谷主査　24 ページの情報開示の経費のところですけども、21 年度が少し多くて、22 年度が少なく、23 年度は確かに少ない。21 年度と 22 年度の違いは 8 か月と 6 か月の違いで、21 年度を 8 で割って 22 年度を 6 で割ると、ほぼ 500 万になるので、多分その月数の違いかなという感じですね。

○松井課長補佐　はい。基本的にはそうでございます。

○樫谷主査　それから、実務アドバイザーと法務アドバイザーに確認した事項といいますか、尋ねた事項、相談した事項というのはどの程度あるか。それも多分あると思うので、もしわかれば開示していただいた方がいいかもわかりません。

○松井課長補佐　わかりました。この「情報の開示」の中に適切に盛り込みたいと思います。

○樫谷主査　私は以上ですが、ほかに何かございますか。

事務局から何かありますか。

○事務局　特にございません。

○樫谷主査　今のところを事務局と協議していただくということで、よろしく願いしたいと思います。

○松井課長補佐　はい。

○樫谷主査　それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思います。ちょっといろいろありますけれども、ひとつよろしくお願いします。

総務省におかれましては、今後の審議や、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(総務省退室、産業技術総合研究所入室)

○樫谷主査 続きまして、「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

大変お待たせいたしました、申し訳ありません。本日は、独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンター総務本部財務部調達室・小林室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容について、変更点を中心によりしくお願いしたいと思います。

○小林室長 財務部調達室長の小林でございます。

9月5日に開催されました、第1回入札監理小委員会において御審議いただきました事項、及び9月16日から10月6日までの間、官報掲載及び産総研の公式ホームページにおいて、本入札実施要項に関する意見の募集を行った結果から実施要項の変更が必要となる事項について、御説明させていただきます。

まず、修正が必要となる事項でございますが、1回目の小委員会におきまして、渡邊委員から、実施要項の6ページ、快適性の確保に係る満足度70%以上の記載について御質問がございました。それにつきましては当所河津理事より、次回審議いただくまでの間、時間をいただきまして、アンケート調査を行い、その結果を踏まえて数字については検討させていただきたいという旨、お願いしたところでございます。

9月8日より1か月間、アンケートを実施した結果を、お手元に一覧表として資料を提出させていただいております。「サイエンス・スクエアつくば」につきましては、余震の影響によりまして、8月13日から現在まで閉館していることがございますので、アンケートの実施はできておりません。「研究協力センター（さくら館）」及び「地質標本館」におきましては、各項目とも「満足」「やや満足」を合わせて90%を超えておりますが、「研究協力センター」のけやき館におきましては、この施設は長期滞在者（90日を超える期間）向けの施設でございまして、評価についても若干厳しめのアンケート結果ということで、満足度が85%という結果になっております。さくら館とけやき館の清掃周期というのは異なりますが、指標については同様であるため、アンケート結果が厳しくなった原因は、長期滞在者といったところの評価が厳しめだったのかなというふうに考えております。

つきましては、アンケート結果を踏まえまして、さくら館、地質標本館及びサイエンス・スクエアつくばについては満足度90%。これは、今回、アンケートをとった結果ですので、これを下回るということまでは考えなくてよろしいのかなというふうに考えております。

一方、けやき館につきましては、「満足度85%を超えること」と、2つのパーセンテージが出てしまいますが、そのように修正したいというふうに考えております。

なお、さくら館とけやき館のアンケート用紙は同じ項目という形で考えておりましたけ

れども、当初から支給する消耗品は、長期滞在と短期とありまして、その若干の相違がございます。括弧内の若干の部分ではございますけれども、別々にアンケート用紙を作成しておりますので、併せて修正ということにさせていただきたいと考えております。

また、上記修正により、仕様書の内容は一切記載の影響がございませんけれども、行ずれ、ページがずれた関係で、仕様書等につきましてはページの修正をさせていただいております。

次に、実施要項に関する意見でございます。パブリックコメントをとったところでございますが、これもお手元の資料でございますが、2者から4件の意見がございました。結論から申しますと、本意見に対する実施要項の変更は必要ないと当所の方では考えております。個別に一つずつ御説明させていただきます。

1つ目として、実施要項の11ページ～13ページに記載の加点項目審査について、「創意工夫を最大限発揮した提案を高く評価する」という観点から、配点について現行水準より高く設定した方がよろしいのではないかとという提案がございました。それにつきましては、当所としまして、スケールメリットによるコストダウンの期待が大きい。これは、結果的にどうなるかわかりませんが、であろうと考えられることから、入札価格の影響度が大きい除算方式を採用しまして、一方、優れた提案も評価できるよう基礎点の7割となる350点を加算点としたもので、妥当と判断しております。これについては修正をいたしません。

2つ目としまして、実施要項の19ページに記載の再委託先の取り扱いについて。再委託先の選定の自由が損なわれる懸念、あとは、最適でない再委託先の選定を余儀なくされることによるコスト増が想定される。「再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする」という記載を削除願いたいという提案がございました。これについても、他機関の市場化テスト案件につきましては、当該制約を課している機関と、課していない機関とがございます。当所としましては、「本競争入札に単独又はグループで参加する者が、競争相手となる他の入札参加者の再委託になる」ということで、こここのところでは相談事が出てきてしまうのではないかと。規模も大きいものでございますので、そういった観点から、公正な競争を阻害するおそれがあるため、原案どおりとさせていただきたいというふうに考えております。

3つ目としまして、実施要項の38ページ（別紙5）、直近の契約状況において、24年度に新たに追加される有無についての問い合わせがございました。仕様書には24年度から開始するものと明確に記載はしておりますが、新たに設置された設備に係る点検業務のうち、金額的に重要なもの4件について回答する予定でございます。

4つ目としまして、総合評価方式は小規模な企業の大型入札への参入の妨げにつながる懸念がある、という形の御意見がございました。当所としましては、総合評価方式における落札者の決定方法、これ自体は中小企業者の参入の妨げになるというふうには考えておりません。一方、本案件の事業規模はかなり大きいものでございまして、範囲を考えますと、一定規模以上の事業者でなければ対応が困難であろうということは認識しております。

ただ、完全な履行とかいったところからすれば、求めること、実績とかいうのは当然と考えております。

したがって、グループ員の資格はA、BまたはCの等級として、中小企業者にも入札に参加できる機会をできるだけ広く設定する。そういったもので回答する形で予定をしております。

以上、4つの意見に対しまして以上のように回答しまして、実施要項の修正はしないと考えておりますので、御審議のほど、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問はございますでしょうか。

基本的にはないのですが、けやき館の方が評価が85%ということで、他と比べて低くなったというのは、先ほどの御説明で中小企業滞在者がけやき館は多かった、さくら館は長期滞在者はいらっしゃらなかったと理解してよろしいですか。

○小林室長 施設自体が、短期の人たちがさくら館、長期の人がけやき館というふうに分けておりますので。

○庄子研究企画専門職 2つ並んで建っておりまして、海外から家族連れで3か月、半年と来る人がけやきの方です。研修などで1週間とか10日とか、あるいは数日だけ、東京に一々帰るのは大変だから泊まりたいと。あるいは震災のときに、私もそうでしたけれども、帰れなくなって泊まるとか、そういうときはさくら館、こうなっています。そうすると、長くいますとどうしてもアラが見えてくるのではないかというのが推測でございます。そこは多少差をつけても、施設が古いのが目につくというのもあるのかなということで、業者のせいにもできないだろうということで、ちょっと差をつけたということでございます。

○樫谷主査 特に「どの点が」というふうに、聞いたりはされていないわけですね。

○庄子研究企画専門職 はい、そこまでは。

○樫谷主査 わかりました。そういう結果だったということなので、ということですね。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○事務局 いいえ。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がござい

ましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、産業技術総合研究所におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。